



香農議発第144号

令和7年7月30日

香川県知事 池田 豊人 様

一般社団法人 香川県農業会議

会 長 三 笠 輝 彦



令和8年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について

大暑の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび、市町農業委員会等の意見を取りまとめ、常設審議委員会での検討を経て、令和8年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見を、次のとおり決定しました。

つきましては、「農業委員会等に関する法律」第53条第1項の規定にもとづき意見を提出しますので、これらの実現につき、格別のご高配を賜るよう、お願い申し上げます。

## 令和8年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見

一般社団法人香川県農業会議

食料安全保障の根底は人と農地の確保であり国内生産の増大が基本からの本県の農業・農村は、全国に増して瀬戸際にある。

販売農家が5年間で21.5%もの減少のほか、基幹的農業従事者の平均年齢71.3歳(全国68.4歳)や荒廃農地率20.1%(全国6.1%)は全国に増して進行している。一方で担い手への農地利用集積率は33.9%(全国61.5%)で全国平均を大きく下回り、加えて、主食用米の作付面積は年間400ha程度もの減少の一途を辿っている。また、本県特有の狭小・不整形な農地、多数のため池や張り巡らされた水路の下で、生活環境・多面的機能の維持への労力も持ち合わせる。

この状況下、農林水産省の全国試算では、農業経営体がすう勢で令和12年には54万経営体へと令和2年対比で半減し、農地の約3割が耕作されなくなる恐れがあるとされた。

こうした中で国は、農政の憲法と称される「食料・農業・農村基本法」を昨年6月に改正し、本年4月に「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定された。初動5年間を農業構造転換集中対策期間と位置づけ、30ほどの目標と約80のKPIを設定し、農政の大転換を本格化される。

既に、令和5年4月施行の改正農業経営基盤強化促進法等の下で地域計画と農地中間管理機構を介する農地貸借等により農地利用推進対策を進めているが、当初の推進課題を払拭するまでには至っていない。

本県では、令和3年10月に策定の「香川県農業・農村基本計画」の次期基本計画の令和8年度策定に向けた検討が進められている。現下の基本計画の期間では、農業支援グループ組織の設立・活動支援や多様な農業人材経営計画認定制度の創設による農機具・施設の導入支援など、本県単独の農地利用等の継続対策を具体的に講じられた。

こうした諸情勢の下、市町農業委員会と県農業会議は農業委員会法に基づく農地等の利用の最適化の推進を、令和4年6月に策定の「第2次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」要領の下で具体化して取り組んだ。この成果として、地域計画の目標地図(素案)の市町への提出を、全国的にも早い時期に終えたものである。他方、農業委員会組織の業務と事務が質・量ともに拡大し続け、特に事務局職員は日々の事務処理に追われる中での推進業務の一層強化が課題にある。こうした経過や現状を踏まえつつ本年6月に第3次の組織運動を定め、農地等の利用の最適化推進への活動強化を開始したところである。

今般、市町農業委員会を通じて現場活動に日夜尽力されている農業委員や農地利用最適化推進委員、また、本会議で事務局を担う農業経営者組織等の担い手等の現場からの切実な意見・要望を集約し、昨年度の改善意見に対する回答を踏まえ、農地等利用最適化推進施策等につき下記のとおり取りまとめた。

については、本県農業・農村が瀬戸際との認識の下で、現在の県農政から一層踏み込んでの対策強化を求め、「農業委員会等に関する法律」第53条第1項の規定に基づき提出するので、同条第2項の規定に基づいて改善意見の内容を考慮の上、実現いただくよう要請する。

## 記

### I 農地等の利用の最適化の推進強化に関する事項

#### 1. 次期「香川県農業・農村基本計画」の内容について

昨年度の改善意見では、現場の様々な意見・提案をキメ細かく収集した上での計画づくりを求め、各地域で意見交換されるなど幅広く対応いただいている。

現在、計画づくりを進められている中で、本会議が昨年9月27日に提出の意見回答の内容も考慮しつつ、特に次の事項を計画に反映されたい。

##### (1) 農地の最大限利用の姿等への検討

高齢化する基幹的農業従事者と販売農家の急速な減少、耕地利用率の低下と遊休農地の拡大など一層深刻化している。また、今後の団塊世代等のリタイアから耕作者不在農地の拡大加速が想定され、県内農地の最大限利用の面からは担い手等個々による農地利用の対策のみの限界も感じる。

この観点からの対策は極めて困難で、容易に見出せるものでなく、また、本県の農業生産振興にも関わる重要な課題から、将来の農地利用の目指すべき姿と対策を絞り出す必要がある。

このため、次期基本計画に「香川県農業・農村審議会」の下に関係機関・団体の実務者レベルで構成する検討部会の設置と、次の次期基本計画への農地の最大限利用の姿と推進方策等の反映に向けた検討の着手を示されたい。

## (2) 計画内容の一層の具体化と進捗状況の公表

数値目標を掲げての計画には共感しているものの、差し迫った課題に直面し深刻化している状況からは、一層具体的な計画の内容による達成への取り組みが必要である。

このため、今後5年間の県農政の推進が農業・農村の将来を左右する最重要期間と位置づけ、生産所得の確保等を軸に重点対策を明確に示され、この間の特別枠としての予算確保に取り組まれない。

また、具体的な実行計画との位置づけを色濃く打ち出し、基本計画とは別に達成に向けての具体的な内容とロードマップ等を示した実践詳細版を策定されたい。

更に、計画に基づく進捗状況の毎年度公表を示され、農業者を始め県民の計画実現への取り組み理解の醸成に努められたい。

## (3) 生産と消費に係る取り組み強化

食料安全保障の強化・確立は国の責務としながらも、本県農業の維持・発展等の観点からは県産県消を優先課題に置くべきである。

このため、県内生産農産物の県内消費の推進を明確に位置づけ、主要品目別に県内消費目標を示されたい。

また、生産所得の拡大促進の観点から、多様な販売ルートの開拓の一環として、高付加価値の県内農産物の輸出への道筋と目標を示されたい。

更に、食料安全保障の強化への取り組みや県内農業生産に対する県民の理解促進広報の強化対策を示されたい。

## 2. 地域のコミュニティ活性化と活力創生の促進について

都市的地域は、非農家との混住化が進行する中で農作業での騒音・臭気・ほこり等への苦情が増し農業生産面での苦労が絶えない状況にある。一方の中山間地域では、地域住民の減少・高齢化の進行により農地の遊休化の拡大とともに多面的機能の維持にも支障を来す事態にある。更には、個々の多様な価値観の広がり、または、人口減少から、地域の伝統(食)文化の継承も困難な地域の拡大が危惧される。

農業は、何よりも地域に依存する産業であるが、農業者等も含め地域住民でのイベントや会話・対話の機会が減少し、都市的地域等での地縁的結びつきの希薄化、中山間地域でのイベント等の維持への困難化の加速が懸念される。

このため、農業の面から地域コミュニティの活性化と地域活力の創生を目指し、地域での農業イベントの実施等のプランづくりへの支援や補助事業を仕組まれたい。

併せて中山間地域へは、人を呼び込む取り組みとともに生活環境を維持する農村RMOのモデルを育成されたい。

これらへの取り組みは、その全てを地域の自主性に委ねることなく仕掛けるとの観点に立って、地域住民とともに関係機関・団体が総力を挙げて継続的に取り組まれるよう仕組まれたい。

### 3. 農地等の利用の最適化の推進強化について

本県農地利用の効率化と継続、粗放的な利用、農地の管理を進める農地等の利用の最適化の推進は、今まで以上に必要かつ重要である。この推進は、農業委員・農地利用最適化推進委員の地域活動と、農業委員会職員の企画・立案等から成せるものである。

これまでの改善意見で、推進活動の基盤を担う農業委員会の事務局体制の強化対策を講じられるよう再三求めているが、先ずは市町での十分な検討を促されることに留まっている。

この農地等の利用の最適化の推進は、本県の農地利用対策とともに生産振興対策の一環にもあたり、地域計画を担う市町とともに県全体の重要な対策として県始め関係機関・団体が総力で取り組むべきテーマと認識している。

このため、質・量ともに拡大が続く農業委員会事務への改善策につきご教示いただくとともに、この推進活動課題への解決策を講じられたい。

また、今後は「農地等の利用の最適化の推進」を統一テーマとして前面に押し出し、関係機関・団体等による推進気運の一層の醸成と連携活動を更に促進されたい。

農業会議は、引き続き農業委員会組織として最適化を推進すべく事務支援も含めての活動支援の充実に取り組むものであり、組織活動への一層支援のほか、人員確保等への予算を増額されたい。

## Ⅱ 担い手への農地利用の集積・集約化に関する事項

### 1. 地域計画の再調整と計画実現への取り組みについて

本年3月末日までに県内188地区で地域計画が策定され、今後の実現への取り組みが極めて重要である。うち18地区は、県主導の下でモデル的取り組みが策定されている。



県内188地域計画では、7割を超える農地で将来の耕作者が未定となっており、農地の継続利用への厳しい見通しが明らかになっている。

このため、この原因を精査し、濃密的な話し合いが見込める地縁的ままとりの区域を単位に地域計画の再調整を促進されたい。

また、厳しい内容の地域計画の下、今後の農地利用の実現を目指す取り組みと実現が何よりも肝要なことから、188地域計画のうち市町と調整しつつ実現に向け重点的に推進していく地域計画を定め、関係機関・団体が有機的連携を図り総力で先行事例を育成し実現への推進ノウハウと成果の横展開を図られたい。

## 2. 農地中間管理機構機能の一層発揮の促進について

これまでの改善意見を始め様々な機会を捉え、農地中間管理機構が有する機能の発揮に向けて改善対策を講じられるよう求め続け、本年度から県農地機構職員を6名増員されたが、日々、貸借等の事務手続きに追われ、その他の法令業務がままならない状況も垣間見える。

このため、農地集積専門員から活動課題を収集・整理し、今後の貸借事務の更なる増加も見据え現場の立場から業務推進に向けた改善策を検討・講じられたい。

また、県農地機構職員が地域計画の作成・変更への地域での話し合い等の協議の場に、農地貸借の当事者として積極的に参加されるよう指導されたい。

これら法令に基づく業務の執行または推進の課題は、国へ改善要請等されたい。県農地機構には、貸借等の迅速かつ円滑な事務手続きに留まらず法令業務全般での本来機能が一層発揮されることに大きな期待を寄せる。

## 3. 地域計画の周知徹底による円滑な取り組みの推進について

これまで、地域計画の仕組みや県農地機構を介する貸借への一本化等につき周知されてこられた。今後の地域計画に係る話し合いや実現への取り組みを円滑に進めるためには、地域計画が農地利用に留まらないことへの浸透を図り、実現意識の醸成を促すことが重要である。

このため、地域農業の将来のあり方を含む地域計画の策定目的とともに、現在策定の内容と課題、今後の進め方等を県広報やJA広報等を通じて周知徹底され、特に地域計画の完成度を高めるための地域の話し合いへの参加を促進されたい。

#### 4. 担い手耕作地の集約化促進の強化について

土地利用型等担い手のうち、特に大規模担い手の耕作地の集約化は農作業の効率化や省力化のメリットを生む。

この集約化推進の重要性から、昨年度の改善意見で耕作地の集約化を促す出し手・借り手双方の県単独事業の創設を求めたが、国の機構集積協力金交付事業や集約化奨励金事業の活用促進により取り組むとされ、地域計画等による話し合いの場での事業活用の検討を促された。

このため、地域計画内での事業活用の事例を公表され、当該事業の活用を波及されたい。

また、今後の耕作地の集約化支援の一環として地域計画内で「地域まるっと中間管理方式」の手法も一対策に、県農地機構における事務の請負支援を前提に置きつつ、集約化モデルの育成に取り組まれない。

更に、地域計画の農業を担う者のうち認定農業者等担い手に対して今後の規模拡大意向の地区や面積等の詳細調査を実施され、その意向に即して農地受け手のゾーニングを図り、地域計画に位置づけられるよう推進されたい。

#### 5. ほ場の大区画化等の農地利用条件整備への推進強化について

本県のほ場整備は、地権者の意向を下に関係者の尽力によって徐々に進み整備率40%となっているが、近年の物価高騰や人件費の上昇から工期が長引くとともに新たな整備着工への遅れを危惧する。

国は、最重要対策にはほ場の大区画化も位置づけ、予算の増額確保に取り組むとされている。

このため、ほ場整備が円滑に進むよう十分な予算を確保し早期に着工されるほか、昨年度の改善意見で要請しているが、既存ほ場も含めての大区画化を本格的に進められたい。

なお、ほ場整備の実施は、地権者のまとまりを起点に巨費と工期が長期に及ぶことから、農地の借り手意向を重視しながら既存ほ場の畦畔除去による大区画化も重点対策に位置づけ取り組まれない。その際、県農地機構を介しての貸借農地は機構が実施主体で除去されるとともに、農地所有者への除去踏み切り料としての補助事業を創設されたい。

また、担い手等による借受農地の拡大に伴って農業機械が大型化等し、農道・進入路が確保できず貸借に結びつかない事例が散見されることから、農道・進入路の拡幅着工への伴走支援と補助率を引き上げられたい。

これらの県単独等の補助事業については、一層の周知・浸透が必要なことから、関係補助事業の広報チラシの作成・配布、また、チラシのデータを市町始め本会議等に提供されたい。

### Ⅲ 遊休農地の発生防止・解消に関する事項

#### 1. 地域計画と活性化計画の一体的推進について

県では、農地の効率利用と遊休農地の発生防止・解消、粗放的利用・管理を「農地の最適利用」と位置づけて取り組まれている。

県内188地域計画は、今後、地域での話し合いの継続により完成度を高め、または、その実現への取り組みを本格化することになるが、将来の耕作者が見通せない農地が多く存在する。

一方で、中山間地域や山裾、急傾斜地等では農地の遊休化が進行しており、農地の管理・維持を目的とする粗放的な利用への計画を定める活性化計画の取り組みも必要である。

このため、県の「農地の最適利用」の定義からも地域計画とともに活性化計画も重視し、農地に付随する機能の維持も目的に地域計画と活性化計画を両輪に本県の農地の利用と維持に取り組まされたい。その際の取り組み課題等を有する場合は、国へ改善等の要請をされたい。

#### 2. 多様な農業人材経営計画認定制度の更なる推進について

兼業農家等が多数を占める本県農地の利用構造から担い手支援とともに、兼業従事者等を対象に「多様な農業人材経営計画認定制度」を創設し、単独補助事業の創設等により支援されている。令和6年度末で109名を認定されているが、農業従事者の減少や遊休農地の増加の推移からは更なる確保が急がれ、また、認定計画の実現が求められる。

このため、昨年度の改善意見で求めたが、担い手育成・確保への関連補助事業とのバランスも加味しつつ、補助事業費の拡充と伴走支援に一層取り組まされたい。

また、認定された多様な農業人材が、将来、規模の更なる拡大や担い手に発展される誘導策を講じられたい。

#### 3. 農業支援サービスの構築と県内全域の展開について

本県では集落営農組織や新たな発想による農業支援グループの設立・活動への支援が行われている。令和6年度末時点で、281集落営農組織、24農業支援グループの組織が活動されているが、農業従事者の動向からは組織の更なる確保が急がれる。



このため、これら組織の設立を関係補助事業費の拡充により更に加速されるほか、関係農業団体や企業と連携しつつ農作業補完の人材派遣や農作業受託等の農業支援サービスの事業者を確保し、県内全域に広げられたい。

この農業支援サービスの構築は、農地利用の継続と農業生産の維持への貢献、また、担い手等の規模拡大への可能性を高めるもので、農地の最大限利用の継続と生産振興に有効作用するものと期待する。

#### 4. 水稻栽培での再生産可能な対策推進について

水稻栽培を始め農産物の生産所得が赤字では、世代交代での意識変化も伴って生産の持続・拡大は望めない。

農地利用の基盤を成す水稻栽培は農地利用のほか、それに付随するため池・水路・農道の維持管理、ひいては生活環境にも影響し多面的機能への貢献度も大きい重要な栽培である。

本県の主食用米作付け面積は、農業従事者の高齢化・減少等を背景に10年間で4,430haも減少し歯止めがかからず推移しているが、この最たる要因は小規模生産での不採算性にある。

このため、取り分け主食用米の気温上昇に対する品種改良と一等米比率の向上のほかブランド化戦略や他用途への利用等、多様な対策を一層強化されたい。併せて、麦作等の導入ほか集落営農活動等を推進し、米等の少量生産でも所得が得られるよう導かれたい。

また、国は今後、主食用米の増産とともに、平地での大区画ほ場整備による大規模化や中山間地域への一層支援を講じるとされている。本県は平野部が多く水田率が高いものの、狭小・不整形な農地、ため池への高い依存度と特殊な水利慣行等の生産環境にあり、平地の大区画か中山間地への支援かの対策強化とともに、地域特性も加味しての柔軟な対策を講じられるよう国に要請されたい。

#### 5. 農地継続利用への作物選定とブランド化について

中山間地域等の営農不利条件農地の利用対策として昨年度の改善意見の回答で、「香川本鷹」や「レモン」等の地域の特色を活かした地域特産物づくりに取り組んでいるとされた。

個々農家の作物選定に基づく栽培技術指導は重要なものの、特に営農条件不利農地でも生産所得の確保は必須なことから、推奨作物を選定し、生産量を増やし、ブランド化していくことが求められる。

このため、「香川本鷹」や「レモン」の栽培面積の拡大を推進されるとともに、有利販売に結びつけられるよう取り組まれたい。

また、農業従事者の高齢化の進行や近年の気温上昇等を踏まえての新たな推奨作物の選定と普及を急がれたい。

## 6. 農機具導入補助事業の事業設計の見直しについて

農機具導入への補助事業で、農作物の栽培目標面積に応じた農機具の性能(馬力上限)が定められていることに理解するものの、特に頻用のトラクターは耕起面積に関わらず土質や深耕作業での馬力不足が生じる。

このため、作業の時間短縮による労働の軽減や今後の規模拡大を促進し助長する観点からも、補助事業の活用希望者による多様な選択が可能となるよう、取り分けトラクターについては面積に応じた性能制限のみから面積に応じた補助上限額の設定など事業設計の見直しにつき検討されたい。

## 7. 農作物加工への展開について

オリジナル農産物を開発し、その生産を振興し、ブランド化での有利販売に結びつける取り組みを進められている。

本県での生産環境からの農産物の少量多品目、高品質化等での戦略は生産所得の確保・拡大から極めて重要であるが、産地間競争や内外での価格競争を踏まえれば一層の対策が求められる。

このため、規格外農産物の有効利用、また、県内農産物の輸出拡大も視野に加工による有利販売を戦略に加えて加工品開発の専門部署を設置し、産学官と連携しつつ加工品開発とブランド化育成に取り組まれない。

また、市町等による農産物加工品が更に販売拡大へと繋がるよう、県内加工品の一体的なPRとセット販売に取り組まれない。

## 8. 鳥獣被害防止対策の強化について

サル、イノシシ、シカ、カラス、ハクビシンなどの野生鳥獣による農作物への被害が増加しており、山間部のみならず平野部でも拡大している。また、全国始め県内でも人身被害が発生し、今や生活圏を脅かす事態にある。

このため、野生鳥獣の減少と被害防止への対策強化として、猟友会員等による狩猟者の確保・育成、捕獲・駆除奨励を始め捕獲檻の増設や侵入防止柵の新設・更新への補助を上乗せされるとともに、既存設置柵の機能維持のための草刈り作業への支援につき検討されたい。

また、市町とともに活性化計画の策定を進め、地域活動の下で山裾等での緩衝帯の整備を促進されたい。

## 9. 地域農業用施設の維持への早急な対策強化について

相続等による県外在住の農地所有者の増加や農業従事者の高齢化の進行、農地の受け手不在等を背景にやむを得ず農地の遊休化が進む中で、農地の無償譲渡等処分の相談が増加している。これは農地の利用継続への筆単位課題であるが、将来的には、ため池・水路・農道の機能不全に陥りかねない地域課題とともに防災対策課題になり得る。現に、ため池・水路等の維持管理作業では出役者の減少や作業の長時間化が広がっており、301保全活動組織の合併・広域化の推進を超える足下の課題である。

この重大な局面の下、これまでの改善意見で地域住民での作業を促進されるよう再三求め、保全活動組織の広域化のほか県等のホームページやSNSでの情報発信、自治会等との連携や広報誌の発行への働きかけを始められているが、更なる対策が急がれる。

このため、多面的機能支払い制度の活用を更に推進しつつ、地域環境の維持への住民意識の醸成を図るポスターを作成し掲示されたい。

また、ため池・水路等の保全管理活動に尽力されている土地改良区や水利組合に対し現場作業の実態や今後の見通し等の詳細調査を実施し、地域住民の全員参加型作業への実現対策を早期に講じられたい。

更に、中山間地域等では地域住民の減少・高齢化の進行によって地域住民参加の作業でも支障を来す事態が発生しており、この状況が一層進行した場合の対策を示されたい。

## 10. 遊休農地に関する調査活動が報われる対策推進について

農業委員会は、農地法の下で毎年8月ごろに農地の利用状況調査を行い、その全ての遊休農地の所有者等に対して利用意向調査を繰り返している。

この利用意向調査の結果では、殆どの所有者等が県農地機構への貸付を希望されるものの借受条件を満たさない等とことから借受されず、年々、遊休農地の悪化、山林化への進行の一途を辿っている。一方では、毎年度の事務処理に係る時間と費用が増加傾向にある。

このため、農業委員会の調査活動が何よりも解消に結びつくよう、県農地機構の借受基準を拡大し遊休農地の解消と貸付を積極的に行われるほか、その他の解消強化対策を講じられたい。

また、市町農業委員会の調査活動等に係る費用対効果等の実態等をキメ細かに調査し、国に対して毎年度の利用意向調査の見直しも含め要請されたい。

## IV 新規就農の促進に関する事項

### 1. 青年就農の促進と支援強化について

毎年度140名ほどが県内で独立就農また雇用就農されているが、農地利用と生産量の維持・拡大には就農者の一層の確保が必要である。

多様な農業人材の確保・育成も重要ではあるが担い手の確保が最優先であり、なかでも大きな可能性を秘める農業への青年の就農は貴重で、農業を専門的に学び習得される県立の農業高等学校と農業大学校、また、香川大学農学部 of 生徒・学生の県内就農に期待を寄せる。

このため、農業の栽培技術・経営等をより実践的に学ばれる県立の農業高等学校と農業大学校の生徒・学生が、職業選択時の第一候補に県内就農を希望されるよう、県民を始め農業者や農業関係者との積極的な交流の場づくり、個別実践ほ場(生産から販売)の確保等につき検討されたい。

また、就農希望の生徒・学生が自信と誇りを増して就農されるよう、就農準備期、就農時、就農後の数年間での相談支援体制の充実と補助事業の優先配分等の手厚い支援のほか、県主催での就農式(例えば就農証の授与)等の実施を検討されたい。

更に、県内外からより多くの生徒・学生が県内で農業を学び県内就農されるよう学校・施設の整備・充実に始め、教育委員会との連携による魅力的な学習内容の考案・導入のほか、学校間連携による広報の強化等につき検討されたい。

### 2. 県外からの新規就農の促進強化について

都市部での「新・農業人フェア」等の就農相談会のほか移住フェアへの参加、オンライン就農相談、移住就農ツアー等を通じて県内での新規就農者の確保に努め、毎年度140名程度の新規就農者のうち約25%が県外からの移住就農と聞いている。

本県農業担い手の状況からは、県内外から新規就農の更なる確保が求められる。

このため、各種の就農相談会等への県内担い手等農業者の同席による情報発信や相談助言を進め、本県就農でのイメージ拡大を促進されたい。

また、最近のインバウンド等の県内旅行者の増加も踏まえて、就農募集ポスターを作成・掲示され、移住就農募集アピールの強化に努められたい。

### 3. 新規就農希望者等への経営継承の相談・支援の充実について

農業後継者が不在の場合は、年齢とともに規模縮小からリタイアへと迫り、新たな耕作者の確保への課題が生じる。特に、大規模の家族経営の者のリタイアは、農地利用や生産振興への大きな影響はもとより栽培技術等のノウハウや一連の機械・施設を失うことから、個々の自己責任による処理・処分のみに委ねること無く積極的な関与も重要である。

昨年度の改善意見で、集落営農組織も含め後継者の育成支援と相談体制の充実を求め、補助事業を創設等し支援に取り組んでいるとともに、「香川県新規就農・農業経営相談センター」の相談窓口活動により進めるとされたが、様々な影響を想定すれば一層の充実強化が必要である。

このため、県においても経営継承相談窓口を広報されるとともに、新規就農希望者等の第三者への経営継承も含めての「香川県新規就農・農業経営相談センター」活動の充実に向けて専属担当者の設置等の人的確保、また、新規就農による継承者への経営安定支援策の強化につき検討されたい。

## V その他、農地等の利用の効率化及び高度化の促進に関する事項

### 1. 農業生産に対する消費者理解の促進の徹底について

昨年夏季ごろから米価が急速に上昇し始め、マスメディアは食品等の物価高騰のなかでも米価高騰を日々報じられた。これは反面、国内生産や農業の実態等を伝える好機とも捉えられるが、殆どの報道は米価高騰に始終されている。また、その他の農産物も同様に価格の高騰に対しての下落や生産に係る報道は極めて限定的である。

農業の生産現場が十分に伝えられないことは、再生産を可能とする適正価格の構築に向けての消費者理解はほど遠いものである。

このため、消費者目線による米価等の農産物価格の報道に対し、農家・生産者目線に立って本県の農業・農村の実情や農業・農村が有する機能と価値、農業経営の現状等の農業関係情報を積極的に発信し、農業への理解促進に一層取り組まされたい。その情報発信は、県ホームページやSNSのほか、ポスター掲示や県広報での連載等、広く県民に知れ渡るよう工夫されたい。

また、食や農林水産業への興味喚起の促進一助として、農林水産省の特設ウェブサイト「マフ塾」の小学生への広報に努められたい。



## 2. 県内農産物の消費拡大の推進について

地産地消や国産国消を提起の下、全国各地で様々なイベントや学校給食食材の地元産使用等に取り組まれている。本県でも全国的な取り組みのほか、「かがわ地産地消協力店」制度を設けるなど積極的に取り組まれているが、地産地消の意義からは更なる推進が必要である。

このため、現在の取り組みを一層強化・広げられるとともに、地産地消推進月間の設定と県産品購入ポイント制の導入やクイズによるプレゼント企画を打つなど、県産品の購入を一層喚起されたい。

また、本県では、国の「第4次食育推進基本計画」における食育推進目標のうち学校給食への地場産物・国産食材の使用割合が共に全国平均を下回っていることから、全国事例を参考に学校給食食材の地場産物の使用を増大されるとともに、学校、家庭、地域等での食育への推進を強化されたい。

その際、農業教育も含めての「食農教育」の推進に努め、現在取り組んでいる女性の農業委員・農地利用最適化推進委員会を中心とした活動が更に広がるよう、補助事業の創設も含め支援されたい。

## 3. 農地転用許可制度の厳格・柔軟な運用検討等について

農地は、食料生産の基盤で限られた資源であり、農地制度の下で農地の総量確保と最大限利用のための措置が講じられている。

農地法等による農地転用規制は、転用は必要最低限の面積に留めることを旨とされており、農地を確保する観点からの厳格な運用が求められる。

① 一時転用の営農型太陽光発電設備での下部の農作物栽培が十分でないことが散見されるとして、国は「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」を令和6年3月に発出され、令和7年3月に一部改正している。

この発出・改正の趣旨を踏まえ、特に第一種農地での2回目以降の申請に係る許可にあたっては、下部農地での栽培状況・収量の一層詳細かつ厳格な確認方法につき検討し実施されたい。本会議は、このことも含め制度の厳格運用に資するよう、市町農業委員会からの意見聴取に係る事務を見直している。

② 農地転用の許可申請前に地域計画の変更が必要とされているが、この変更手続きに係る市町の事務負担の状況等を把握され、改善が必要と判断される場合は国に対して要請されたい。

- ③ その他、空き家の増加、混住化の拡大等による農業・農作業への影響も踏まえ、農地転用許可に係る法令や通知に基づく運用につき検討されたい。

一方で、国の再エネ導入促進の動向から太陽光発電設備への転用申請が今後も一定程度見込まれるが、その転用地につき、農地利用を守り土地の有効活用の観点に立って、地域始め関係者との調整を前提にしての再生利用が困難な農地への誘導方策を検討されたい。

※令和7年2月に「第7次エネルギー基本計画」を閣議決定